

複写連HP URL
fukusyaren.or.jp/
 401k HP URL
fukusya401k.jp



日本複写産業協同組合連合会
 〒105-0011東京都芝公園1-7-8
 ITビル4階 電話03(5402)6167
 FAX03(5402)1088
 e-mail: info@fukusyaren.or.jp
 URL <http://www.fukusyaren.or.jp/>
 発行責任者 森下修至

日本複写産業協同組合連合会 第26回 東海大会 開催!!! 全国の同業の皆様 是非ご参加下さい

参加申込書
 〈申し込み用FAX番号〉 **052-961-0626**

●参加をご希望される場合は、下記申込書へ必要事項をご記入のうえ、
9月末日までに 上記FAX番号へ送信 いただきますようお願いいたします。

組合名			
会社名			
会社電話番号		— —	
会社FAX番号		— —	
参加者	代表者様	氏名	代書者様 登録料 25,000円
	同伴者・ 同行社員様	氏名	+
		氏名	合計人数
		氏名	×
		氏名	登録料 おひとり様 15,000円
代表者様 メールアドレス		合計登録料	

※振込手数料はご負担くださいませ。

参加費用のお支払い方法

●上記の参加者分の合計登録料金を、下記振込先へお支払いください。

銀行名:	名古屋銀行
支店名:	上り津支店 (店番: 110)
預金種目:	普通
口座番号:	3812066
口座名:	東海複写産業協同組合 代表理事 田本芳樹 (トクカイフクシャサンギョウキョウドクミアイダイヒョクリジタモトヨシキ)

※お支払いは、10月10日(金)までお願い致します。

■ 日本複写産業協同組合連合会

第26回 東海大会

『私たちのリデザイン』

と き **2014年11月7日(金)**

と ころ **名古屋国際ホテル**

■ 主催/日本複写産業協同組合連合会
■ ホスト/東海複写産業協同組合

4種類作成 色分け
 ■ 日本複写産業協同組合連合会 会員の皆様
 ■ 東海複写産業協同組合 会員の皆様
 ■ 日本複写産業協同組合連合会 賛助会員の皆様
 ■ 同業社の皆様

日本複写産業協同組合連合会が主催する第26回全国大会東海大会は本年11月7日(金)に名古屋市名古屋国際ホテルにおいて開催されますが、今回の大会の企画を担当して戴く東海複写産業協同組合(田本芳樹理事長)から皆様に御案内するパンフレットが完成し

たとの通知を戴きましたので、皆様に御紹介申し上げます。
 御案内は、会員の皆様、複写連パートナーの皆様、未加入の同業の皆様、そして賛助会員各社、関連企業の皆様へ9月中旬から発送の予定です。組合員の方と各組合賛助会員の方には各

組合を通じて、複写連パートナーズの方には直接、賛助会員の皆様にはご担当者へ、各メーカー並びに同業者の方にも抽出してご案内申し上げます。是非挙って御参加頂くようお願い申し上げます。
 複写業界(青写真業界)がポストジアゾへのスター

トとなる2016年を直前にして、脱ジアゾについて真剣に業界人が考える時が迫ってきております。
 この大会を機に複写からの脱却し新商品への移行を行い、PODS(プリント・オン・デマンド・サービス)という仮説に基づく業態変革への道筋について経営者

日本複写産業協同組合連合会 会員の皆様へ

日本複写産業協同組合連合会東海大会へのおまねき

今回、第26回日本複写産業協同組合連合会全国大会を東海複写産業協同組合がホストとして開催し、全国の皆様を名古屋でお迎えする事となりました。

2年前の東京大会から、日本複写産業協同組合連合会を取り巻く状況が大きく変わり、それに合わせて複写連の改革が始まっています。そして私たち複写業も、変らなければ周囲に取り残され消滅しかねない時代にどんな大会を開催するのか検討しましたが、難しいことは考えず、気軽に参加してもらえ大会を開催し、より多くの皆様がこの大会に集う事が大切であると結論しました。

日本のど真ん中の名古屋(理由付けは知らないですが毎年「にっぽんど真ん中祭り」が聞かれていますので勝手に真ん中だと思っています。)で開催される東海大会でお会いできることを、心より願っていて、あいさつさせていただきます。

平成26年9月

第26回日本複写産業協同組合連合会東海大会 実行委員長 田本芳樹

当日のタイムスケジュール

14:00	受付開始
14:30	東海大会開会
15:00	各地区現況報告
16:15	閉会
休憩15分	
16:30~17:30	記念講演
休憩15分	
17:45~19:45	懇親会

記念講演 演題「事業リデザインの考え方・すずめ方」



講演者 佐々木 史光氏
「事業リデザイン」を軸とした事業の刷新や、既存事業の再構築を通じて、2025年以降の成長戦略を模索する企業に、事業リデザインの考え方、具体的な実施方法、成功事例などを紹介する。

大会概要

と き 2014年11月7日(金) (受付:14:00~)

参加費用 登録料(大会+懇親会) おひとり様

代表者様 25,000円 同席者・同行社員様 15,000円

と ころ 名古屋国際ホテル 二階 老松の間

会場までのアクセス

名古屋国際ホテル 中津島駅より徒歩約5分 津島駅より徒歩約5分 地下鉄金山駅南口より徒歩約2分

Map and directions for the venue, including bus and train routes.

や経営幹部の方々が真剣に討議する場として大きなチャンスとなりうるような気がいたします。

メーカー各社や関連する業界人との情報交換によりビジネスのヒントが生まれることを切望しています。

宜しく願い申し上げます。

会長の独り言

秋の風が心地よく街並みを通り過ぎる季節がやっと訪れるようになりました。

まだまだ残暑は残る事とは思いますが嬉しい季節です。この夏はカラカラの天気というよりも日本中で豪雨が続き、その被害も大きく大変残念でありました。

お亡くなりになった方々

のご冥福をお祈りすると同時に被害にあわれた方々の復興を願うばかりです。

さて、そのような中いよいよ日本複写産業協同組合連合会第26回名古屋大会が開催される運びとなりました。

現在東海複写産業協同組合の皆様が準備に没頭されていると伺っております。

大会の準備には多大な労力を費やすことから地元の皆様のご努力には頭が下がる思いで一杯です。

是非とも多くの方々に御参加頂きこの大会を契機に全国ご同業の皆様が複写連の再生と新事業への転換を図ることが出来るよう情報交換を行える場と出来れば幸いです。

話は変わりますが、私ごとながら、業界の受注方式にも多少の影響があると思っておりますので、注意喚起とい

うことでお話をしておきたいと思えます。

8月に当社は8年ぶりに税務調査を受けました。

その際税務調査官の指摘があり、某大手企業と締結している複写関連の契約について収入印紙の不納付の指摘を受けました。

その契約の内容を説明いたしますと、顧客との基本契約書には4,000円の印紙が貼られています。その顧客との年間契約書(単価だけを設定、数量は未定)も締結していますが、これには200円の印紙が貼られています。顧客からはこの契約に基づき日々複写や出力の発注書(3枚複写)が発行され、月毎に纏めて月次の金額が確定します。その確定金額に応じた請書が締結され、収入印紙も添付されます。それにより請求書を発行します。

以上の流れの中で、この時点で発行される「発注書兼受注書兼納品書」と印刷された伝票が、今回収入印紙不納付と認定されました。

この伝票に印刷されている「発注書・受注書」の文言が作業の都度の請書に該当するという指摘です。

当方は、一連の作業の流れの中で単なる発注伝票扱いでいきましたので、収入印紙が必要であるという認識は全くありませんでしたが、調査官はこの主張を一切認めず、41か月分遡り、伝票枚数をチェックし、その枚数分×不納付過怠金10%を含む220円を納付するように指示がありました。

41か月分の伝票数は概ね7,000枚に上り、不納付額は約150万円となります。

複写関連の伝票類は青焼き1枚から発注がありますので、金額にすれば1枚100

円にしかならない伝票にも200円の収入印紙を貼付しなさいということです。

このような商習慣を持つ業界にとっては非常にリスクが高い事となり、実際はあり得ない指摘だと思っておりますが、現状従うしかないところではあります。

ここで、皆様には作業の現場で使用されている伝票をもう一度チェックすることをお勧めします。当社では、お客様が用意した伝票の書式通りに捺印していた訳ですが、金額に換算すれば少額の伝票といえども「発注書・受注書」という文言が含まれていることで契約書と同様の物と認定されるとのことです。

特に今回は3枚複写なのでそれぞれ200円ずつ計600円の収入印紙を貼付することになりますので注意をすることが肝要です。

支給された伝票類の文言の見なおしをされることをお勧めします。



複写DCプラン「メールマガジン」(第16号2014年9月)

複写DCプラン加入事業主の皆様

『複写DCプラン』に加入されている事業主の皆様、月1回程度の割合でメールマガジンを発行させていただいております。

確定拠出年金は、少子高齢化に伴う「公的年金」の補完的な役割を担う制度ですが、その内容の複雑さ? (聞き慣れない用語が多かったり、従来の概念とは異なる

仕組みであったり)から、なかなか馴染めない制度とされています。

実施事業主や加入者の皆様に、少しでも『複写DCプラン』がご理解いただけるようなメールマガジンにしたいと思っておりますので、ご希望のテーマやご質問等がございましたら、どんどんお寄せください。

複写DCプラン『マッチング拠出』2014年度後期受付開始

～マッチング拠出で拠出した加入者掛金は全額所得控除になります～

複写DCプランのマッチング拠出2014年度後半の受付を開始いたします。

【受付期間】2014年9月1日(月)～10月10日(金)
(加入者のマッチング拠出開始は2015年1月分からとなります)

【申込方法】複写連事務局へお電話かE-メールでお知らせください。

電話03-5402-1089 メール info@fukusya401k.jp

【必要書類】(1)新旧退職金規定(2)労使同意書(3)労働者代表証明書

新退職金規定は事務局にて「変更案」を作成・提示させていただきます。

労使同意書・労働者代表証明書は事務局に雛形があります。

【導入費用】無料

総務経理部署で一部、給与天引き等の事務負担が発生します。

社内でご検討いただくための「マッチング拠出導入資料」を用意いたしております。

なお、事務局担当者が貴社に出向き説明させていただくことも可能ですので、ご興味のある事業主様・ご担当者様はお知らせくださ

い。全国どこでも対応させていただきます。また、資料のみの送付も承ります。

マッチング拠出受付開始は「年2回」です。是非この機会にご検討お願いいたします。

『マッチング拠出とは』

マッチング拠出とは、企業型の確定拠出年金に加入している人が「自分自身で確定拠出年金」に追加で積み立てできる仕組みです。

具体的には、いままで確定拠出年金の掛金は企業しか支払うことができませんでしたが、加入者もこの企業が払う掛金に上乗せして、給与天引きで毎月掛金を積み立てすることができるようになります。そして、そのメリットは加入者が積み立てた掛金は

【全額が所得控除の対象】になるということです。全額が所得控除の対象ということは、毎月5,000円をマッチング拠出で積立すると、1年間で60,000円が控除の対象となります。

すなわち、年末調整等で12月に自分の所得税率分だけ【現金で戻す(税金が還付される)】という制度のことです。

『ポイント』

全員が加入するには必要はありません(希望者のみで可)

マッチング拠出部分に係る加入者手数料はありません

加入者の希望により途中で停止することも可能です
掛金を変更することも可能です(年2回)

『年末調整』

加入者掛金の支払証明等は必要ありません。会社が社会保険料等控除の欄に計算するだけで手続きが完了

します。

源泉徴収票の社会保険料等控除欄上部に括弧書きで拠出合計額を掲載するのがBETTERです。

『説明会等』加入者向けの『説明会』(無料)や導入を契機に退職金の制度全体を見直す場合のコンサル(一部有料)等も実施いたします。

複写DCプラン『確定拠出年金クイズ』(その13)

毎回、確定拠出年金に関わる内容をクイズ形式でお知らせします。少し難しい問題も出てくるかもしれませんが、是非チャレンジしてみてください!

今回は「その13:金融商品編」=「難易度B」(A~C:Cが難しい)です。

金融機関の破たん等における「セーフティネット」について不適切なのは次のうちどれでしょうか?

(1)国内の銀行に預入した外貨預金は、預金保険制度の保護対象となる

(2)金融機関の破たん時、預金保険機構からの保険支払等に相当の日数がかかると思込まれる場合、預金者に仮払金が支払われることがある

(3)預金保険制度は、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営している

(4)銀行の窓口で契約した終身保険や医療保険等の生命保険契約は、生命保険契約者保護制度の補償対象となる

答えは(1)

<解説>

国内の銀行に預入した外貨預金は、預金保険制度の保護対象ではありません

(2)普通預金は1口座に

つき60万円上限に仮払金を支払うことがあります
 (4) 銀行等の窓口で加入した生命保険でも、契約主体は保険会社となるた、生命保険契約保護制度の補償対象となります(銀行は保険の販売窓口)

複写DCプランのホームページもご確認ください!!!

<http://fukusya401k.jp/>
 ~新着情報が適宜掲載されています。

~退職者(予定者)の方もご覧いただくよう、事業主様からお知らせください。

このメールは、日本複写産業協同組合連合会が発行するメールマガジンです。

このメールマガジンの著作権は日本複写産業協同組合連合会に属し、当団体の許可なく複製再配信等を行うことはできません。

このメールマガジンは、日本複写産業協同組合連合会のDCプランを導入されている事業主で、メールアドレスをご登録いただいた皆様にお送りしております。メールマガジンが不要な場合は下記アドレスまでご連絡ください。

info@fukusya401k.jp
 発行：日本複写産業協同組合連合会 DCプラン事務局

メーカー最新情報
 賛助会員各社の最新情報
 をお知らせします

リコーアジアパシフィック、シンガポール環境アチーブメント賞メリット賞 受賞

2014年8月26日
 株式会社リコー
 リコーのアジア・パシフィック地域の販売統括会社であるRicoh Asia Pacific Pte, Ltd. (リコーアジアパシ



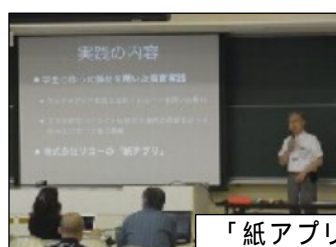
フィック)が、シンガポール環境委員会(The Singapore Environment Council, SEC)から2014年シンガポール環境アチーブメント賞(Singapore Environmental Achievement Award, SEAA)のメリット賞を受賞しました。8月21日に表彰式が行われ、バラクリシュナン環境・水資源大臣から表彰状を授与されました。

SEAAは、環境活動における優れた功績をあげた企業に贈られるものです。環境性能の高い製品提供による環境負荷削減の取り組みや、2007年から続く、シンガポールの人々と共に環境を考えるキャンペーンによる、環境意識の向上貢献などが高く評価されました。

画像：全受賞者とバラクリシュナン環境・水資源大臣(右から6人目)(左から7人目がリコーシンガポールのリム社長)

「2014 PC Conference」で「紙アプリ」の事例を発表
 ~教育現場での活用に関して~

2014年8月25日
 株式会社リコー



「紙アプリ」体験風景

「2014 PC Conference」が、2014年8月8日(金)~10日(日)、札幌学院大学(北海道江別市)で開催されました。この中で、リコーは大妻女子大学 社会情報部 生田茂教授と共同で、「紙アプリ」の実践事例に関する講演、及びワークショップを行いました。

今年度のPC Conferenceのテーマは「『地方』教育の未来を創る」。地方の教育を担っている方々と、ICT利活用の視点から教育の現状と課題についての情報共有と意見交換が行われました。

大妻女子大学 生田教授は、教育における地域連携活動の一層の推進と発展を図ることを目的として「地域連携プロジェクト」を主宰しています。この中で、リコーの「紙アプリ」や生田教授のゼミの学生が制作した教材を使って「学校を美術館・博物館に変身！」させる活動を展開しています。これは、子どもたちに自分で描いた絵が3DのCG画面の中で動き回るという体験をしてもらうもので、「紙アプリ」は、お絵かきの上手・下手に関係なく、



子どもたちの積極的姿勢、想像力の強化、言語活動の活発化などを図ることのできる新しい教育ツールとして、高い評価を頂き、この展示会で共同にてご紹介いただくことになりました。また、会場ではワークショップで、集まった方々に実際に自分の描いた絵が動き出すという、命が吹き込まれるような感覚を体感していただきました。

リコーの「紙アプリ」は、従来はイベントでの活用が中心でしたが、教育の現場での活用も広がっています。必要な機器一式のレンタルでのご提供も可能です。これからの教育現場に新たな価値をご提供してまいります。

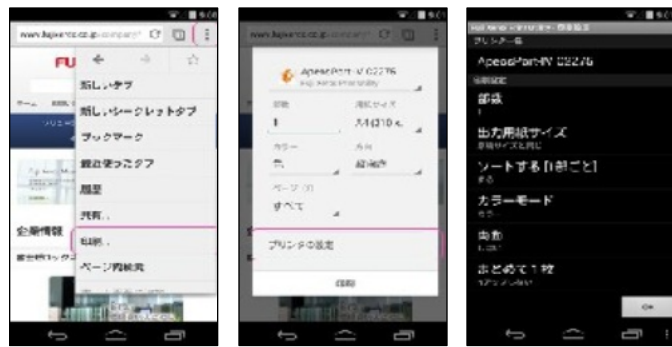
「紙アプリ」とは
 リコーが持つ、画像解析技術を応用して開発された“絵を描くこと”を楽しむレクリエーションソフトの総称です。紙に描いた絵をデータとして取り込み、映像として鑑賞したり対戦させたりできるレクリエーションツールです。体験者に「自分の描いた絵が、画面の中で動いた!」という驚きと感動を与えます。

「紙アプリ」は5種類のレクリエーションツールの中から選べます。
 (紙パトラー、紙レーザー、紙エコタウン、紙アクアリウム、紙花火)

「Print Utility for Android v1.6」無償提供開始

Android ■ 4.4搭載のスマートフォン・タブレットからのプリント、スキャンに対応

2014年8月25日
 富士フイルムグループの富士ゼロックス株式会社



操作画面イメージ

(本社：東京都港区、社長：山本忠人)は、Android 4.4 (KitKat) に対応した「Print Utility for Android v1.6」を8月25日から無償提供注1いたします。

「Print Utility for Android」は、Android 搭載端末のためのプリント・スキャン用アプリケーションです。富士ゼロックス製複合機/プリンター、ソフトウェアとの連携により、モバイル端末を利用した業務の効率化を実現します。

「Print Utility for Android v1.6」では、新たにAndroid 4.4印刷サービスに対応しました。Google Chrome、Google Drive、Gmail、Google Docsなどの印刷対応アプリケーションから、シンプルな操作で富士ゼロックス製複合機/プリンターに印刷することができます。Nアップ(まとめて1枚)、両面印刷機能を設定することにより、オフィスのTCO削減にも貢献します。

アプリケーションを開いて印刷を選択、「プリンタの設定」より詳細設定が可能。モバイルワークの生産性アップと、オフィスのTCO削減を両立する。

「Print Utility for Android v1.6」その他の特徴

1. セキュアなプリント
「Print Utility for Android」に認証情報を設定することにより、プライベート

プリントが可能です。放置プリントを防止するとともに、プリントミスによる無駄な印刷を防ぎます。

2. サーバーレスオンデマンドプリント連携による効率的なプリント

印刷時にモバイル端末で指定した複合機が使用中でも、他の複合機から自分の文書を選んでプリントすることができます。

3. ApeosWare Management Suite連携によるモバイル端末からの出力管理

モバイル業務においても、ApeosWare Management Suiteが提供するオンデマンド

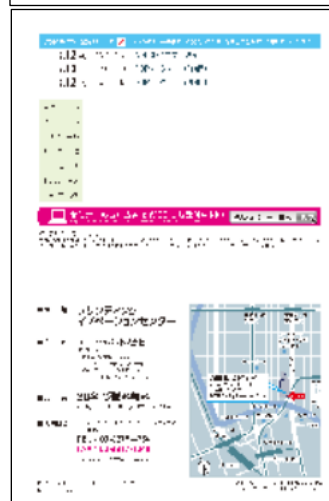
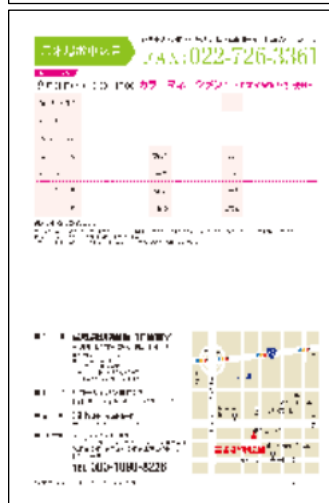


プリントやユーザー管理機能、ログ管理機能等を利用し、複合機の効率的な活用を実現します。

4. モバイル端末への紙文書の取り込み

紙文書をスキャンして簡単にモバイル端末に取り込むことができます。スキャン文書を、メールで送信したり、DocuWorks Viewer Lightなどのアプリケーションで閲覧・保存、またはGoogle Driveなどのクラウドストレージにアップロードすることにより、必要な時にいつでも紙文書を閲覧、確認することができます。

5. 多言語対応



日本語、英語、中国語(簡体字/繁体字)、韓国語、タイ語の5言語に対応します。
対応機種等、Print Utility for Androidについての詳細はこちらからご確認ください。

リコージャパン(株)全国セミナーの御案内

リコージャパン株式会社が開催する9月の全国セミナーのお知らせです。

税理士大畑智弘氏の
複写連会員用

OKIS通信

税務関連ニュース

全国出張します!
問合せ03-5524-1223

平成26年8月号

相続税の税務調査はどのようにして行われる！

「相続税の申告漏れ等の非違割合73.2%」。平成25年6月までの1年間に税務署等が実施した相続税の实地調査により、申告漏れ等が指摘された割合です。相続税の申告をするとそのうち約3割について税務署等による税務調査が行われます。申告の内容が正しいかどうかの確認です。この税務調査が行われた場合、実に4人中3人がいくらかの税金を追加で支払っていることとなります。しかも、その税金には加算税や延滞税といったいわゆるペナルティも含まれています。これは本来であれば支払わなくていい税金です。節税も大切ですが、調査で否認されないことが前提になっていなければなりません。相続税の税務調査がどのような形で行われるのか、確認してみたいと思います。

どのような人に税務調査が入るか？

税務調査選定の最も大きな要因は遺産の額です。遺産総額が10億円を超えるような場合は、ほぼ税務調査になると考えて良いでしょう。遺産額が多いほど調査率は高くなります。提出された申告書に誤りがある場合は当然のこと、記載内容や添付書類に不備がある場合、疑問や不信感を感じさせるような申告書も、調査率が高くなります。複雑な計算についてはその説明文や図を添付するなど、調査官に安心感を与えるような申告書を提出することが望ましいです。また、特に資産家、高所得者については、過去に収集した情報等に照

らして、財産額が過少であると判断されれば調査対象になります。

ある日突然電話が掛かってくる

査察など強制調査でない限り、通常は税務署より調査したい旨の通知が電話で来ます。税理士が代理申告している場合は税理士に対して通知されます。实地調査が行われるタイミングは申告書を提出してから早ければ3ヶ月、長くても2年くらいまでのことが多いでしょう。日程調整を経て、被相続人の元居宅で調査が開始されます。規模にもよりますが、調査期間は1日～2日間で、2～3人の調査官により行われるのが一般的です。

どのように調査が行われるか？

税務調査は、实地調査日からスタートするわけではありません。すでに調査官は調査前に税務署内で情報収集をしています。過去の所得税申告書や被相続人に関する記録、情報等との整合性を確認します。職権で金融機関に照会をかけて被相続人や相続人の通帳の記録を調べる場合もあります。預金や証券、保険などについては筒抜けと考えた方がいいでしょう。実際の調査時に変に隠すと重加算税の対象になってしまうかもしれません。

实地調査初日は雑談から始まります。しかしこの時に話したことが後々問題になることがありますので注意が必要です。そして、被相続人や相続人の職歴や収入の状況、趣味、病歴、入院歴などについて質問され

ます。

本人の収入や生活と比べて遺産の額が妥当な金額かどうかを確認するためです。つい「父は派手な生活をしていなかった」などと言ってしまうがちですが、実は浪費家よりも倹約家の方が財産は残っているはずなので税務調査では不利なのです。また、収入の少ない相続人などに多額の預金等がある場合も、実質的に被相続人の預金ではないかが疑われます。

被相続人の趣味から、ゴルフ会員権がないか、車やクルーザーなどがないか、絵画や骨董などが確認されます。病歴により、入院費などの出費だけでなく、被相続人の意思能力や身体の状態を確認し、相続直前の財産の管理が本人の判断で行われていたかどうかを判断します。金庫など、通帳や重要書類が保管されている場所を確認し、すべての印鑑の印影を採取することもあります。銀行に貸金庫がある場合には同行して中身を確認します。

情報の宝庫である手帳や日記帳があれば提出を求められる場合もあります。葬儀の際の香典帳を確認し交友関係から財産漏れを推計することもあります。实地調査では確認しきれなかった事項は税務署に持ち帰り、引き続き署内で調査が行われることとなります。

どのような財産が否認されるか？

相続財産の金額構成は、土地や建物などの不動産が約55%、続いて現預金が約24%、有価証券が11%です。しかし、申告漏れ相続財産の金額構成では、現預金と有価証券で約50%を占め、

土地建物は20%弱です。土地建物は実物があるため財産漏れになることは少ないため原因は評価の誤り程度ですが、金融資産は流動性が高く資金移動や隠蔽が容易に出来てしまうためです。特に問題となるのが、家族名義の預金や相続直前の預金引き出しで、資金の実質的な所有者は被相続人であるとして相続財産に計上させられることが多々あります。また、生命保険金等を申告せずに指摘されるケースもよくあります。

所属員の動向

平成26年9月1日、近畿複写産業協同組合(楠本雅一理事長)から組合員の住所変更の届け出がありましたのでお知らせいたします。

所属組合員・住所変更報告書、(1)変更年月日、平成26年9月1日(2)会社名、株式会社貴志(3)代表者名、貴志昌伸氏、新住所:〒640-8503 和歌山市十三番12番地、TEL:073-431-5131, FAX:073-432-5677

住所のみ変更となります

(異動は複写連事務局まで)

複写連行事予定

平成26年9月12日(金)
PODGB打合せ出版社担当者、会長、副会長、総務委員長、事業推進委員長、於東京

平成26年9月12日(金)
メーカー役員訪問打合せ、会長、副会長、総務委員長、事業推進委員長、於東京

平成26年10月16日(木)
複写連九州エリア理事長会議、於福岡市

平成26年10月17日(金)
複写401Kボード会議、於熊本市